

ID: 474

担当部署: 上下水道室 工務課 上水道係

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	名寄市水道事業給水条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第204号		
<p>【根拠条文】 (給水装置の新設等の申込み) 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日